

子どもに携帯電話を持たせるなら



「知らなかった…」では すまされません!

保護者用

携帯電話を利用した犯罪やトラブルに巻き込まれる子どもが増えています。「うちの子は大丈夫」「うちの子に限って」と思っている間、いつの間にか、わが子が被害者に、そして加害者にさえ、なってしまうこともあります。



プロフィールサイト

悪用される

顔写真

名前

住所

学校裏サイト

いじめの温床

悪口

嘘

なりすまし

ネットいじめ

個人攻撃

ひぼうちゅうしょう
誹謗中傷

嫌がらせ

脅迫

今、子どもに携帯電話は本当に必要ですか?

携帯電話を持たせる前に、**なぜ必要か**、**本当に必要か**、を子どもとよく話し合しましょう。安心のため、便利なために持たせた携帯電話で思わぬトラブルに巻き込まれることも!

持たせる前にまずルール!

携帯電話を使うには、公共のマナーを守ることはもちろん、家庭でのルール作りが必要です。子どもとよく話し合って「**家庭でのルール**」を決めましょう。

○ 家庭でのルール(例) ○

- ☆知らない人とはやり取りをしない。
- ☆人を傷つけるようなメールや書き込みはしない。
- ☆夜遅くまで携帯電話を使わない。
- ☆自分や友だちの写真や個人情報を載せない。



携帯電話を持たせるならフィルタリングを!

☆有害情報から子どもを守るために必ず**フィルタリング(有害サイトアクセス制限)**を利用しましょう。

徳島県青少年健全育成条例では、子どもたちにインターネット上の有害情報を閲覧等させないようにすることが保護者の努力義務となっています。

◎トラブルが起きたときは…

相談
窓口

徳島県警察本部「警察総合相談センター」
警察庁「インターネット安全・安心相談」
インターネット・ホットラインセンター

連絡先

088-653-9110(直通)
<http://www.cybersafety.go.jp/>
<http://www.iajapan.org/hotline/>